



# リニューアル版 ラップニュース

VOL.98

2011.5.1

発行：ラップ東京株式会社  
http://www.raptokyo.co.jp/  
(無断転載厳禁)

◎ラップ東京では、皆様のご参考になるニュースを抜粋し配信しております。バックナンバーは [www.raptokyo.co.jp](http://www.raptokyo.co.jp) から

## 「育てたブランドが…」

先日、あるお客様のところへ打ち合わせに伺いました。内容は、ホームページや集客活動について考えており、これからどのようなようにしていこうか？というものでした。私の方からもどんな提案ができるだろうか？と思索しているとき、その会社の担当者が封筒を片手にあわてて割り込んできました。

「大変です！ウチのホームページで使っているサービス名が問題になっていきます！」。その封筒を拝見すると差出人は弁護士のように、現在使用しているサービス名称の使用禁止を求め、というものでした。ここでいうサービス名とは、社名とは別に利用しているものでホームページやチラシ、名刺などにも利用していました。しかし、そのサービス名が別の会社に商標登録されていたのです。

自社でオリジナルのサービスを展開し、サービス名を命名しているならばその名称を商標として登録したほうが良いと思います。ネット上から簡単に他人のデータ（写真やロゴなど）をもつてくることができってしまうのと同様に、サービス名も簡単に真似されてしまうかもしれません。せっかく自社でサービス名を考案し、展開しているのにも関わらず、このようなことになってしまつては、非常にもったいないし大きな損失だと思えます。

当社でも昨年、商標を取得しました。

申請から取得までどのような仕組みなのか、確かめたかったので申請を自分で行うことにしました。一部、不安なところはアドバイザーを専門家にもらい、一回却下されましたが無事取得することができました。最後は特許庁の担当者の方と直接やりとりを行ったりしましたが、非常に親切に教えていただきました。自分でやるのはちょっと…と思われる方はネットで検索すると弁理士の

ホームページがたくさんありますので調べてみてはいかがでしょうか？  
多少の費用と時間がかかりますが、自社のブランドを守りたいと考えているなら一度、相談してみてもいいと思います。

先程のサービス名使用禁止を求められた会社の話ですが、自社のサービス名を変更することで話し合う予定とのこと。その知名度が上がっていたらと思うと、ぞつとしました。

既にご存知だと思いますが、ドメイン名に関してもどこかに取得されてしまうとそのドメイン名を利用することはできません。こちら「早い者勝ち」なのでどうしてもそのドメインが欲しいというところであれば売買なども行われているようです。自社のドメインは取得後の管理も大切です。ドメインには期限がありますから、（それぞれの契約によって変わります）「期限切れ」になるとすぐにホームページが表示されなくなってしまう可能性があります。ある朝自社のホームページが表示されない、なんてことにならないようにご注意ください。

※商標権の存続期間は一〇年です。

## ご案内

### ユーザーからのお問合せメールを見逃していませんか？

いつもパソコンを起動していない、メールが届いているか確認するのが業務終了後になってしまう…

そんなお客様へ。

当社の「携帯お知らせメール」をご利用ください。

ホームページのお問合せからメールが届いたら携帯へ知らせます。

メールの内容全部を携帯へ送ることも可能。

詳しくは、ラップ東京

TEL:042-349-3535 までどうぞ！

※ご利用サーバーによっては設定できない場合があります。詳細はお問合せください。